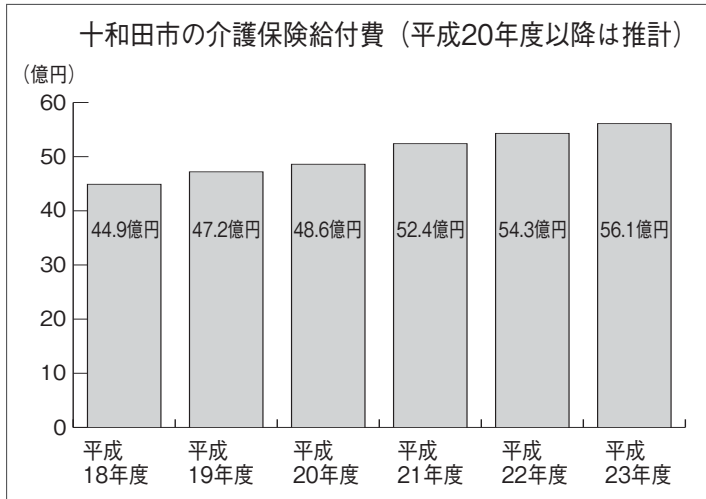


65歳以上のかたの介護保険料についてお知らせします

介護保険料の所得段階が10段階に変わりました

市では、これまでの介護保険事業の実績などを基に、平成21年度から23年度までのサービス利用や施設整備のほか、介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定プラス3%を見込んだ新たな「十和田市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。この計画での介護保険給付費は、平成21年度は52.4億円、平成22年度は54.3億円、平成23年度は56.1億円となります。



あなたも参加しませんか

からだは軽く・こころは明るく！

湯っこで生き生き交流事業

地域ごとに無料バスで温泉施設へ送迎し、入浴や健康体操、レクリエーションなどで元気づくりを支援します。

対象 市内の介護サービスを利用していない65歳以上のかたで、身の回りのことなどを自分でできるかた

行き先 十和田湖高齢者福祉センター、市民の家、ポニー温泉、十和田おいらせ荘

※時期により行き先が変更になります。

■介護保険料の所得段階が10段階に変わりました

介護保険料は負担能力に応じた所得段階別の定額であり、平成21年4月から介護保険料の所得段階が6段階から10段階に変わりました。

また、平成21年度から23年度までの介護保険給付費の見込みなどから、平均となる保険料基準額（月額）は、5,770円から5,842円へ引き上げとなりました。ただし、負担軽減のための特例交付金により、保険料基準額（月額）は改正前と同額です。

保険料年額の算出方法＝保険料基準額×率×12カ月

【改正前】					【改正後】								
市民税課税状況		平成18年度～20年度		率	保険料年額	市民税課税状況		平成21年度～23年度		率	保険料年額		
	所得段階	対象					所得段階	対象					
非課税世帯	本人非課税	第1段階	生活保護等		0.50	34,620円	非課税世帯	本人非課税	第1段階	生活保護等		0.50	34,620円
		第2段階	年金等80万円以下		0.50	34,620円			第2段階	年金等80万円以下		0.50	34,620円
		第3段階	年金等80万円超		0.75	51,930円			第3段階	年金等80万円超		0.75	51,930円
	第4段階	課税世帯で本人非課税		1.00	69,240円	第4段階		年金等80万円以下		0.96	66,471円		
課税世帯	本人課税	第5段階	本人の所得200万円未満		1.25	86,550円	第5段階	年金等80万円超		1.00	69,240円		
		第6段階	本人の所得200万円以上		1.50	103,860円	第6段階	本人の所得50万円未満		1.21	83,781円		
							第7段階	本人の所得50万円～200万円未満		1.25	86,550円		
						第8段階	本人の所得200万円～400万円未満		1.50	103,860円			
						第9段階	本人の所得400万円～600万円未満		1.70	117,708円			
						第10段階	本人の所得600万円以上		1.90	131,556円			

■介護保険料を低く抑えるために

介護保険料は、介護サービスを利用すればするほど高くなる計算方式です。また、特に介護状態の低いかたがサービスの提供を受け過ぎると、本人の自立を妨げることになり介護状態の悪化にもつながります。

適切な介護サービスの利用に努めましょう。

■要介護者にならないために

体を動かさずにいると次第に筋力が弱まり、衰弱が進みます。筋力の向上を目的に、毎日時間を決めて運動することが大切です。

市では、「湯っこで生き生き交流事業」などで元気づくりを支援していますので、ご利用ください。

問い合わせ先 介護保険課介護保険係（☎235111内線254）